

## 決裁・供覧

件名	行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項に基づく開示決定について (豊中市野田町1501番)			文書番号			
				近財統 - 1 第588号			
伺い文	別紙1参照						
起案	起案日	平成29年5月11日		受付日			
	部署	財務省 近畿財務局 管財部 統括国有財産管理官 1		決裁	決裁処理期限日		
					決裁日	平成29年5月19日	
	起案者	[REDACTED]		施行	施行処理期限日		
					施行日	平成29年5月22日	
	連絡先			施行先	【受信者】 [REDACTED]		
					施行者	【発信者】近畿財務局長	
	分類名称	大分類	平成29年度行政文書開示請求		行	取扱上の注意	
		中分類	開示決定等				
		名称(小分類)	決裁文書				
取扱区分	秘密区分	なし		格付け	機密性格付け	2	
	秘密期間終了日				取扱い制限		
	指定事由			保存	行政文書保存期間	特定日以後5年	
					保存期間満了時期		
決裁・供覧欄							
備考欄	文書日付：平成29年5月22日						

近畿財務局 総務部  
岸山 敏浩（総務部長）【済】

近畿財務局 総務部  
矢守 泰治（総務部次長）【済】

近畿財務局 総務部 総務課  
小西 慶典（総務課長）【済】

近畿財務局 総務部 総務課  
[REDACTED]（文書係長）【後閲】

近畿財務局 総務部 業務管理課  
前田 進一郎（業務管理課長）【済】

近畿財務局 総務部 業務管理課  
[REDACTED]（上席業務管理官）【済】

近畿財務局 総務部 業務管理課  
[REDACTED]【済】

決 近畿財務局 総務部 業務管理課  
[REDACTED]【済】

裁 近畿財務局 管財部  
楠 敏志（管財部長）【済】

近畿財務局 管財部  
小西 真（次長）【済】

近畿財務局 管財部 管財総括第一課  
山田 修司（管財総括第一課長）【済】

供 近畿財務局 管財部 管財総括第一課  
[REDACTED]（国有財産総括専門官）【済】

近畿財務局 管財部 管財総括第一課  
[REDACTED]（国有財産管理官）【済】

覧 近畿財務局 管財部 統括国有財産管理官 1  
池田 靖（統括国有財産管理官）【済】

近畿財務局 管財部 統括国有財産管理官 1  
[REDACTED]（上席国有財産管理官）【済】

欄 近畿財務局 管財部 統括国有財産管理官 1  
[REDACTED]（国有財産管理官）【済】

近畿財務局 管財部 統括国有財産管理官 1  
[REDACTED]（国有財産管理官）【同報】

平成29年3月21日付で受理した行政文書開示請求書については、別添「情報公開事務審査票」のとおり開示（一部不開示）することが適当と認められるので、別案により開示請求者に対し通知してよろしいか。

また、行政文書の開示の実施方法等申出書の提出後は、別添開示文書のとおり、請求者に対して開示してよろしいか。

（開示する行政文書の名称）

近畿財務局と大阪府私学課が瑞穂の国記念小学院をめぐり面会した記録や、担当者同士の会話を記したメモなど、一切の資料

伺  
い  
文

## 行政文書開示決定通知書

様

近畿財務局長 美並義人

平成29年3月14日付（平成29年3月21日受理）の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することと決定しましたので通知します。

### 記

1 開示する行政文書の名称

近畿財務局と大阪府私学課が瑞穂の国記念小学院をめぐり面会した記録や、担当者同士の会話を記したメモなど、一切の資料

2 不開示とした部分とその理由

学校法人森友学園代理人弁護士の氏名

当該部分を公にした場合、当該弁護士に問い合わせが殺到するおそれがあるなど、当該弁護士の正当な利益を害するおそれがあるため（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第2号イに該当）

\*この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、財務大臣に対して審査請求をすることができます。

（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

### 3 開示の実施の方法等

#### (1) 開示の実施の方法等

\*同封の説明事項をお読みください。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	算定基準（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（以下「施行令」という。）別表第1の下欄に定める額）	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	納付する開示実施手数料（左記基本額－開示請求手数料300円（施行令第13条第1項第2号イに規定する開示請求手数料相当額）（施行令第13条第1項第2号ロ若しくは同号ハに規定する、行政機関の長が分担するものとして当該独立法人等と協議して定める額））
A4版文書 1枚 うち白黒文書 1枚 うちカラー文書 0枚	①閲覧	100枚までごとにつき100円	100円	無料
	②複写機によりすべて白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき10円	10円	無料
	③複写機により白黒とカラーをそれぞれ複写したものの交付	白黒は用紙1枚につき10円	10円	/
		カラーは用紙1枚につき20円	0円	
	計		10円	無料
④スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付	1枚につき100円に該当文書1枚ごとに10円を加えた額	110円	無料	

(注) 納付する開示実施手数料は、基本額（複数の開示の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）から300円（施行令第13条第1項第2号イに規定する開示請求手数料相当額）（施行令第13条第1項第2号ロ若しくは同号ハに規定する、行政機関の長が分担するものとして当該独立行政法人等と協議して定める額）を控除した金額となります（当該基本額が300円（施行令第13条第1項第2号イに規定する開示請求手数料相当額）（施行令第13条第1項第2号ロ若しくは同号ハに規定する、行政機関の長が分担するものとして当該独立行政法人等と協議して定める額）以下の場合には無料となります。）

#### (2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

平成29年5月23日から6月22日まで（土・日曜日等閉庁日を除く）

の9:00から16:30まで（昼休みを除く）

場所：大阪府中央区大手前4丁目1番76号

大阪合同庁舎4号館8階

近畿財務局 総務部 総務課

#### (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込み額）

日数：「開示の実施の方法等に係る申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定

送付に要する費用（見込額）：通常郵便物（定形外） 140円

#### \* 担当課等

（問い合わせ先） 近畿財務局 総務部 総務課

TEL：06-6949-6390

（文書主管課） 近畿財務局 管財部 統括国有財産管理官（1）

TEL：06-6949-6386

## <説明事項>

### 1 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」に所要の開示実施手数料を納付して、申出を行ってください。

開示の実施の方法は、3(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること(例えば、100頁ある文書について冒頭の10頁のみ閲覧する等)や部分ごとに異なる方法を選択すること(冒頭の10頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等)もできます。なお、一旦、全部閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます(ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。)

事務所における開示の実施を選択される場合は、3(2)「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、「5 担当課等」に記載した担当までご連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の1週間前には、当方に届くようにご提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、上記申出書にその旨を記載してください。なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、送付に要する費用(郵便切手又は総務大臣が定めるこれに類する証票)が必要になります。

### 2 開示実施手数料の算定について

#### (1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額(複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額)を計算し、その額が300円、施行令第13条第1項第2項イに規定する開示請求手数料相当額又は同号ロ若しくは同号ハに規定する、行政機関の長が分担するものとして当該独立行政法人等と協議して定める額までは無料、これらの金額を超える場合は当該額からこれらの金額を差し引いた額となります。

(例：開示請求手数料が300円の場合)

150頁ある行政文書を閲覧する場合：

100枚までごとにつき100円 → 基本額200円 → 手数料は無料

150頁ある行政文書の写しの交付を受ける場合：

用紙1枚につき10円 → 基本額1500円 → 手数料は1200円

150頁ある行政文書のうち100頁を閲覧し、20頁について写しの交付を受ける場合(残りの30頁は開示を受けない)：

閲覧に係る基本額100円 + 写しの交付に係る基本額200円 = 計300円 → 手数料は無料

#### (2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額(免除)申請書」を提出してください。

#### (3) 手数料の納付

開示実施手数料は、提出される「行政文書の開示の実施方法等申出書」に相当額の収入印紙をはって納付してください。

なお、手数料は原則として収入印紙による納付をお願いしておりますが、現金によることもできます。

### 3 不開示部分に係る審査請求等

開示しないこととされた部分について、不服がある場合には、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、財務大臣に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

### 4 開示の実施について

事務所における開示の実施を選択され、その旨「行政文書の開示の実施方法等申出書」により申出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書をご持参ください。

### 5 担当課等

開示の実施の方法等、開示実施手数料の算定・納付方法、審査請求の方法等について、ご不明な点等がございましたら、本欄に記載した担当までお問い合わせください。

行政文書の開示の実施方法等申出書

近畿財務局長 殿

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 行政文書開示決定通知書の番号等

\*日付 平成29年 月 日  
 文書番号 近財統-1第 号

2 求める開示の実施の方法

下表から実施の方法を選択し、該当するものに○印を付してください。

行政文書の名称	種類・量	実施の方法	
近畿財務局と大阪府私学課が瑞穂の国記念小学院をめぐり面会した記録や、担当者同士の会話を記したメモなど、一切の資料	A4版文書 1枚 うち白黒文書 1枚 うちカラー文書 0枚	1 閲覧	①全部 ②一部 ( )
		2 写しの交付(白黒)	①全部 ②一部 ( )
		3 写しの交付(白黒とカラー)	①全部 ②一部 ( )
		4 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付	①全部 ②一部 ( )

3 開示の実施を希望する日

4 「写しの送付」の希望の有無 有 : 無 [ 同封する郵便切手 円 ]

開示実施手数料 _____円	ここに収入印紙をはってください。 (消印はしないでください。)	金額 _____円 領収証書番号 _____
-------------------	------------------------------------	------------------------------

\* 開示実施手数料が無料であり、かつ、開示請求書に記載された開示の実施の方法等に変更がなければ、この申出書を提出する必要はありませんが、開示の実施手続のため、変更がない旨を下記担当課等までご連絡ください。

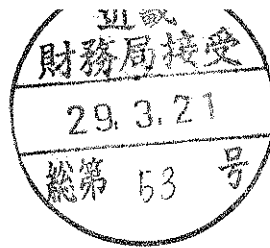
\* 担当課等（問い合わせ先）近畿財務局 総務部 総務課 TEL 06-6949-6390

（文書主管課） 近畿財務局 管財部 統括国有財産管理官（1）

TEL 06-6949-6386

請求者等の住所（所在地） 及び氏名（名称）	住 所	〒 [ ]	
	氏 名	[ ]	
	電 話	TEL・Fax	
	備 考	[ ]	
請求に係る行政文書の件名	近畿財務局と大阪府私学課が瑞穂の国記念小学院をめぐる面会した記録や、担当者同士の会話を記したメモなど、一切の資料		
受 理 年 月 日	平成29年3月21日		
主 管 課 等	・管財部 統括国有財産管理官（1） ・担当者 [ ] 内線 [ ]		
開示請求書の補正を要した場合の日数等	補正に要した日数 0日（決定期限予定 4月20日）		
決 定 期 間 延 長 通 知 書 の 送 付 日 等	送 付 日	平成29年4月19日	
	延長理由	開示決定の審査等に時間を要するため	
	延長期限	平成29年5月22日（延長期間30日）	
期 限 延 長 の 特 例	送 付 日	平成 年 月 日	
	延長理由		
	延長期限	平成 年 月 日（延長期間 日）	
第三者情報の調査手続 （意見書提出に係る適用条項 法第13条第1項 任意 法第13条第2項 必要）	照 会 先		
	内 容		
	照 会 日		
	回 答 日		
	結果通知		
事 案 の 移 送	移 送 先		移送年月日
開示判定等審査委員会	開催日・	平成 年 月 日	
	結 果		
本省地方課への照会	概 要	平成 年 月 日	
開 示 可 否 の 決 定 等	1 開示	[理由]	
	② 一部開示	当該部分を公にした場合、当該弁護士に問い合わせが殺到するおそれがあるなど、当該弁護士の正当な利益を害するおそれがあるため（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第2号イに該当）	
	3 不開示		
	4 存否		
	5 不存在		
決 定 書 等 の 送 付	平成 年 月 日		
開 示 の 実 施	実 施 日	平成 年 月 日	
	手 数 料	閲覧 件 円	写し 枚 円
	郵 送 等	有・無	送付に要する費用 未・済（受領日・・・円切手・証票）
備 考			





平成 29 年 3 月 14 日

### 行政文書開示請求書

近畿財務局長 殿

(フリガナ)

氏名又は名称 (法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

住所又は居所 (法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地)

連絡先 (連絡先が上記の本人以外の場合には、連絡担当者の住所・氏名・電話番号等)

TEL (FAX)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (平成11年法律第42号) 第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

#### 記

#### 1 請求する行政文書の名称等

(請求する行政文書が特定できるよう、行政文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。)

近畿県庁と大阪府私学課から瑞穂の国記念学院へおくり  
面会した記録書、担当者同士の会話を記したメモなど、一切の資料

#### 2 求める開示の実施の方法等 (本欄の記載は任意です。)

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法を記載してください

ア 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他 ( )

<実施の希望日> 平成 年 月 日

イ 写しの送付を希望する。(※別途郵送料が必要です。)

開示請求手数料	収入印紙をはってください。 (印紙はしないでください。)	金額 _____ 円
行政文書1件につき300円		領収証書番号 _____

\*この欄は記入しないでください。

担当課等	部 (所)	課	TEL	(内)
備考				

【機密性 2 情報】  
【職員限り】

2017 年 3 月 10 日  
1 年未満 (2016 年度末まで)  
管財部・統括官(1)

応接記録  
(森友学園に売払いした土地に関する照会)

○日 時： 平成 29 年 3 月 10 日 (金) 16 : 25  
○応接方法： 来訪 往訪 受電 架電  
○先 方： 大阪府教育庁私学課 小中学校振興グループ 櫻井総括主査  
○当 方： 統括国有財産管理官 (1) 赤木

【概要】

豊中市野田町 1501 番地 土地 8,770.43 m<sup>2</sup> (以下「本件土地」と表記。大阪航空局から処分依頼を受け売買契約手続き等の事務を受任)  
平成 28 年 6 月 20 日 学校法人森友学園 (以下「学校法人」と表記) に売払い

本日の報道について、大阪府に事実関係を聴取した。

(先方)

- 報道について  
事実である。本日 14 時、代理人■■■■弁護士が理事長名の (小学校認可申請を) 取り下げる内容の文書提出があった。その際、今後の設置認可等について話はなかった。
- 私学審議会  
次回 3 月 23 日 (木) に開催する予定の定例の私学審で報告することになる。  
(16 日の開催について聞いたところ) 検討はしていたが、その日に開催することを確定していない。

(当局) 承知した。

(以上)